

vol.130

2014. 6

発行

東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所

営繕とうほく



法務局から税務署へ
リニューアル

(喜多方税務署)

CONTENTS

平成26年度 東北地方整備局営繕部 業務概要	・・・ 2
完成施設紹介（喜多方税務署改修）	・・・ 3
保全ニュースとうほく	・・・ 4～6
・ 建築物点検シリーズ12 建築設備編その4	
・ 平成26年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について	
防災アシスト情報	・・・ 7～10
・ もしも・・・注意報・警報・特別警報が発表されたら!! ①	

平成26年度 東北地方整備局営繕部 業務概要

東北地方整備局営繕部では、地域社会への寄与、環境への配慮、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、長期的耐用性の確保など、国土交通省の施策に沿って業務を行っています。

また、現下の厳しい財政状況の中において重要な官庁施設の既存ストックの有効活用について、より少ないコストで行政サービスが着実に提供されるよう、「官庁施設のホームドクター」として培ってきた技術力を集結して、適切な施設整備と施設管理者に対する保全指導を行っています。

更に東北地方における営繕行政の連携を図るために、各地方公共団体等との会議、研修会、各種講習・講演会等を実施します。

平成26年度事業費

平成26年度の事業費総額は約94億円となっており、そのうち国土交通省所管予算としての「官庁営繕費、特定国有財産整備費」が73%、各省庁より委任を受けて実施する「支出委任」が27%の割合になっています。

主要営繕工事

■特定国有財産整備費による工事

広域防災拠点施設の整備として、仙台第1地方合同庁舎増築棟の工事を進めます。

■官庁営繕費による工事

塩釜港湾合同庁舎の耐震改修などを引き続き進めます。

また、仙台第2法務総合庁舎の耐震改修などに着手します。

■支出委任による工事

山形法務総合庁舎の建替え工事を引き続き進めます。

また、木造庁舎となる福島森林管理署白河支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署の設計に着手します。

平成26年度 営繕関係事業施設数

	新規・継続の別	施設数	備考
営繕部関係	新規事業	21件	平成26年度 官庁営繕費等事業 12件 支出委任等事業 22件 合計 34件
	継続事業	13件	
	合計	34件	
保全指導・監督室	新規事業	11件	
	継続事業	10件	
	合計	21件	
盛岡営繕事務所	新規事業	10件	※官庁営繕費・支出委任等が混在している事業については、官庁営繕費事業として計上しています。
	継続事業	3件	
	合計	13件	

完成施設紹介 【喜多方税務署改修】

本工事は、平成2年に整備された福島地方税務局喜多方出張所が統廃合に伴い廃庁となり、未利用となっていた施設を喜多方税務署として利用するため、税務署業務が行えるようにリニューアル改修を行ったものです。

設計にあたっては、喜多方市景観計画による「蔵と調和したまち並みによる趣ある景観の形成」を確保しながら、税務署機能が十分発揮できる施設を目指しました。



改修前外部 南西側



改修後外部 南側（スロープ、上屋）

所在地 福島県喜多方市字花園38
敷地面積 2,014㎡
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
建築面積 520㎡
延べ面積 949㎡
工期 平成25年8月19日
～平成26年2月28日



改修後内部（事務室）

設計のポイント

■外部

平成2年の建設時に、現在の喜多方市景観計画による「蔵と調和したまち並み」に配慮した設計であったことから、新たな庇の設計や外壁改修に当たっては、蔵造りのまち並みを踏襲した外観としています。

(平成2年の建設時に喜多方市では、「喜多方のいきいきした蔵並みづくりをめざして！」をメインテーマとした、地域住宅計画（HOPE計画）を策定し、街づくりを進めていました。)

また、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」や現行の円滑化誘導基準に基づき、外部から内部への移動がスムーズにできるよう、出入り口近くに新たに車いす使用者用駐車場と屋外スロープ（上屋含む）を整備しています。

■内部

内部でも蔵のまち並みを感じられる様に、内壁も外壁と同様に、蔵（土蔵）外壁でよく使用される漆喰と同様な白を基調とした、明るい色調の塗装仕上げとしています。

部位： 空気調和機、エアコン、ファンコイル等		劣化現象等
方法：【目視】	点検周期 1年	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルターが汚れ等で目詰まりしていないか。 ・空気調和機内部の加湿器、ドレンパン等に著しい腐食はないか。
		<p>対応策・応急措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚れ等により、目詰まりしている場合はフィルターの清掃もしくは交換を行う。 ・夏、冬の運転前に点検を行う。 ・著しい腐食がある器具がある場合は、器具の更新を検討する。

空気調和機内部の加湿器、ドレンパンが腐食しています。機器の更新を検討して下さい。

部位： 給水配管、排水配管		劣化現象等
方法：【目視】	点検周期 1年	<ul style="list-style-type: none"> ・給水器具からの吐水状況が良好か、さび等異物が混ざっていないか。 ・排水器具からの排水状況が良好か。
		<p>対応策・応急措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しばらく水を流してみても、さび水が出る場合は給水管の更新の検討が必要。 ・排水が流れにくい場合は配管の洗浄を行う。

さび水が止まらない、もしくは頻繁に吐水するようであれば、給水管の更新を検討してください

お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。保全に関する相談したい事項がありましたら、下記の相談窓口で対応させて頂きますので、お気軽にご相談下さい。

【相談窓口】東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

保全ニュースとうほく

平成26年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では「東北地区官庁施設保全連絡会議」を各県庁所在地で開催します。開催日等は以下のとおりです。

平成26年度 東北地区官庁施設保全連絡会議日程（予定）

開催日	開催地	会場
7月9日（水）	仙台市	フォレスト仙台 2階 第1フォレストホール
7月15日（火）	盛岡市	盛岡合同庁舎 5階 共用会議室
7月16日（水）	福島市	コラッセふくしま 5階 小研修室
7月23日（水）	青森市	青森第2合同庁舎 7階 法務局会議室
7月24日（木）	山形市	山形生涯学習センター（遊学館）3階 第1研修室
7月30日（水）	秋田市	秋田第1合同庁舎 5階 第1会議室

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、地方公共団体、独立行政法人等の施設管理者等の方々を対象に毎年度東北6県で開催しており、施設保全に関する制度、運営事務や技術等について情報提供させていただくものです。近日中に東北地方整備局営繕部又は盛岡営繕事務所からご案内いたしますので、是非ともご出席下さい。



会議におきましては、「国家機関の建築物等の保全の現況」や「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「官庁施設の津波防災診断指針」などについて説明させていただく予定です。

また、会議終了後には保全に関する各種相談を受け付けますので、施設の保全業務に関するお悩みなどがございましたら、お気軽にご相談下さい。

なお、相談内容を事前にご連絡いただいた場合は、会議当日、必要に応じて説明資料を用意いたします。

【会議に関する問い合わせ窓口】

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室（担当：保全指導係）

TEL 022-225-2171 FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所（担当：保全指導・監督官及び調査・保全係）

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

平成26年度の保全実態調査等がはじまりました。

期限までに官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）による調査票の入力をお願いいたします。

「防災アシスト情報」

もしも……注意報・警報・特別警報が発表されたら!! ①

全国で、大型台風、記録的な大雨・大雪、突風・竜巻等さまざまな災害が立て続けに発生し、大きな被害をもたらしています。平成 24 年 7 月には気象庁が「これまでに経験のない大雨」という表現を使い「直ちに命を守る行動を」と注意を呼びかける災害情報の発表も行われました。気象庁では、警報をはじめとする防災情報により重大な災害を防止・軽減するための警戒を呼びかけてきましたが、災害発生の危険性が住民や地方自治体に十分に伝わらない例もありました。そのため、気象庁では、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるための「特別警報」を平成 25 年 8 月に創設しました。

「防災アシスト情報」では、気象庁から発表される各種注意報・警報・特別警報について、その認識を深めていただくとともに、施設管理者がその情報を有効に活用し、災害に備えて必要な留意すべき内容について、今回からシリーズで紹介します。

気象警報等の種類

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに「特別警報」を発表して、注意や警戒を呼びかけています。

対象となる現象や災害の内容によって、下表に示すように 16 種類の「注意報」、7 種類の「警報」と 6 種類の「特別警報」に分かれます。

■気象警報等の種類(気象庁 HP より)

区分と警報等の種類	大雨		洪水	暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪	濃霧	雷	乾燥	なだれ	着水	着雪	融雪	霜	低温
	(土砂災害)	(浸水害)															
注意報 (災害の起こるおそれ)	大雨注意報		洪水注意報	暴風注意報	高潮注意報	波浪注意報	暴風雪注意報	大雪注意報	濃霧注意報	雷注意報	乾燥注意報	なだれ注意報	着水注意報	着雪注意報	融雪注意報	霜注意報	低温注意報
警報 (重大な災害の起こるおそれ)	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	洪水警報	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報									
特別警報 (重大な災害の起こるおそれが著しく大きい)	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	代替として指定河川洪水予報を発表	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報									

平成 22 年 5 月から、「〇〇市に対して大雨警報を発表」など、個別の市町村を対象として発表されるようになっていきます。発表される気象注意報・警報の詳細な内容は、気象庁 HP や国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイトで確認することができます。

大雨や暴風など気象に関する「特別警報」が発表される前には、従来どおり「注意報」や「警報」などが順次発表されます。

特別警報の種類

平成 25 年 8 月 30 日から、新たに「特別警報」がスタートしています。これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼びかけるものです。「特別警報」には、気象等に関する「特別警報」と津波・火山・地震（地震動）に関する「特別警報」の 2 つの区分があり、各発表基準については以下のとおりです。

【気象等に関する特別警報】

「〇〇特別警報」という名称で発表するのは、気象に関する大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の 6 種類です。「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「波浪特別警報」といった表現で発表されます。数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表されるため、災害発生の経験がない地域でも油断は禁物です。

■気象等に関する「特別警報」の発表基準(気象庁 HP より)

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※『洪水』は、全国約 400 の河川において指定河川洪水予報を発表しているため、特別警報の設定なし。

【地震動、津波、噴火等に関する特別警報】

地震動、津波、噴火については、それぞれの既存の警報のあるレベル以上のものを「特別警報」に位置づけていますが、「〇〇特別警報」という表現ではなく、従来の名称のまま発表されます。地震については「緊急地震速報」（震度 6 弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています。

■津波・火山・地震（地震動）に関する「特別警報」の発表基準(気象庁 HP より)

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

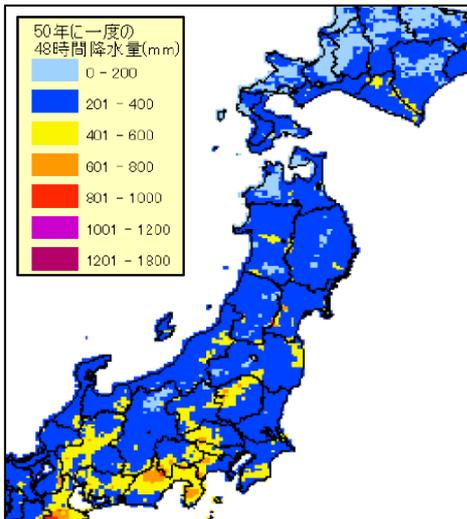
大雨 (1)

大雨に関する特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。今回は、「台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合」の特別警報（雨を要因とする特別警報）について紹介します。

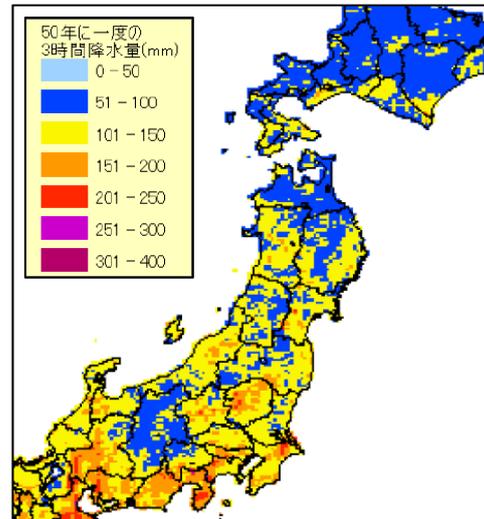
雨を要因とする特別警報を発表する際の指標は、次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合となっています。

- ① **48時間降水量及び土壌雨量指標^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。**
- ② **3時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。**

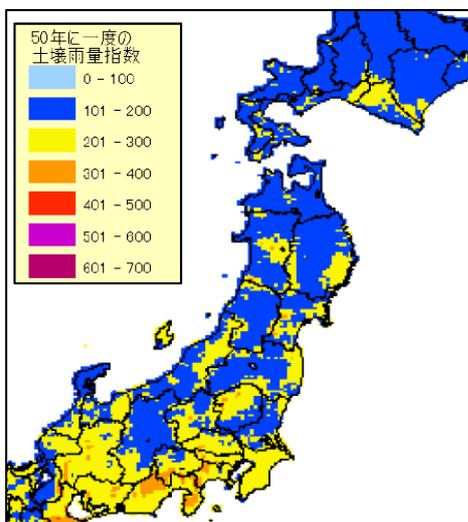
土壌雨量指数^{※1}: 降った雨が地下の土壤中に貯まっている状態を示す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。



50年に一度の48時間降水量(気象庁 HP より)



50年に一度の3時間降水量(気象庁 HP より)



50年に一度の土壌雨量指数(気象庁 HP より)

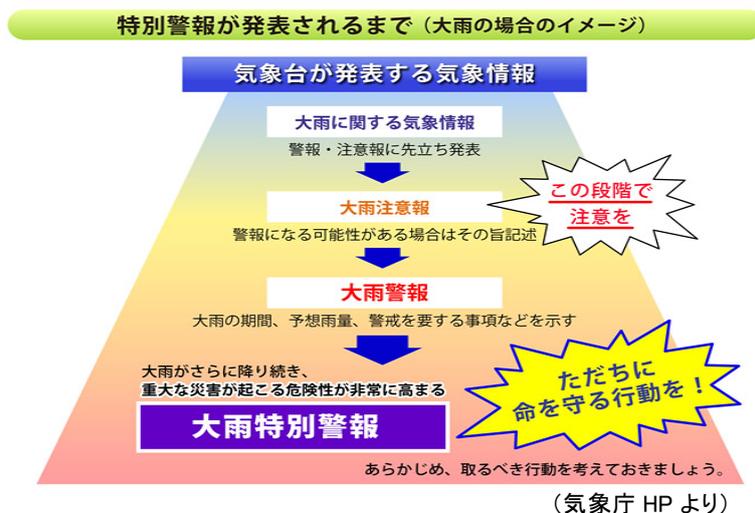
「50年に一度の値」とは、50年に一回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値で、過去50年の間に実際に観測された値の最大値というものではありません。

また、「50年に一度の値」以上となる格子がいくつ出現するかが指標となっており、一つの格子の値の代償が特別警報の発表判断に大きく影響するものではありません。

なお、指標については、特別警報の発表状況やその結果について適時検証し、特別警報がより防災効果を発揮できるよう、必要に応じ適時改善・見直しを行っていくことになっています。

東北地方では、「50年に一度の値」が他の地域に比べて小さい傾向にあります。そのため、同じ降水量の場合、他の地域よりも土砂災害発生の危険性が高いと考えられます。

右図のように、「特別警報」が発表される前にも大雨などの現象に応じて、気象情報や注意報・警報が段階的に発表されます。



施設維持管理をする上でも、これらの情報入手を常に心がけ、早め早めの行動がとれるように準備をしておくことが大切です。

【留意すべきこと】

施設を管理する上では、大雨による浸水被害等を防止するため、以下のような対応が必要になります。

<雨が降り出す前に対応が必要な主な事項>

- ・屋上、庇のルーフトレン廻りの堆積物等の除去
- ・雨水枡、排水溝の堆積物の除去
- ・必要に応じて防水板、土のう等を準備

<日常的な対応が必要な主な事項>

- ・排水不良による水たまりができていないかの確認
- ・雨樋、支持金物等に著しいぐらつきが無いかの確認
- ・屋根の防水層、モルタル等の保護層に著しい浮きや亀裂等の損傷が無いかの確認
- ・屋根及び伸縮目地部分に土砂が堆積、又は雑草が繁茂し防水、排水の機能を損なうおそれはないかの確認
- ・浸水、土砂災害の危険性の確認、必要に応じて避難場所の確認及び避難訓練の実施

今回は、「大雨」に関する「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合」及び「暴風」、「高潮」、「波浪」の特別警報（台風等を要因とする特別警報）等について紹介させて頂く予定です。

<p>営繕とうほく編集室</p> <p>〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15</p> <p>東北地方整備局営繕部調整課内</p> <p>TEL (022)225-2171 E-mail: cyousei@thr.mlit.go.jp</p>	<p>ホームページアドレス</p> <p>■東北地方整備局 http://www.thr.mlit.go.jp/</p> <p>■盛岡営繕事務所 http://www.thr.mlit.go.jp/moriei</p>
<p>「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます</p>	